

羽島市競争入札参加資格停止の措置要領

平成19年9月25日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、設計、調査、測量及び役務の委託(以下「市発注工事等」という。)において競争入札に参加する資格を有する業者(以下「登録業者」という。)に対する市発注工事等の競争入札及び随意契約における資格停止について、必要な事項を定めるものとする。

(資格停止)

第2条 市長は、登録業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に規定する措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該登録業者について資格停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責を負うべき登録業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せて行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により共同企業体について資格停止を行うときは、当該共同企業体の登録業者である構成員(明らかに当該資格停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の資格停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、資格停止を併せて行うものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定による資格停止に係る登録業者を構成員に含む共同企業体について当該資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第3条 登録業者が一の事案につき別表各号に規定する措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表各号に掲げる措置要件に係る資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(資格停止の期間中を含む。)に、別表各号に掲げる措置要件に該当す

ることとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第6号までの措置要件に係る資格停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、登録業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格停止の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、登録業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、資格停止の期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由があることが明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。

6 市長は、資格停止の期間中の登録業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該登録業者について資格停止を解除するものとする。

（資格の取消し）

第4条 市長は、第2条の規定により資格停止を行った場合において、当該資格停止に係る登録業者を現に指名又は資格確認しているときは、入札未執行のものに限り当該指名又は資格確認を取り消すものとする。

（事案の報告等）

第5条 市発注工事等を所掌する所属の長は、市発注工事等で別表各号の措置要件に該当し、資格停止を要すると認められる事案が発生したとき又は資格停止の期間を変更し、若しくは解除する必要があると認められるときは、遅滞なく羽島市業者指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

2 委員長は、資格停止又は資格停止の期間の変更若しくは解除について、指名委員会に諮り、その結果を市長に報告し決定を受けるものとする。

（資格停止の通知）

第6条 市長は、資格停止し、又は資格停止期間を変更し、若しくは解除したとき

は、当該登録業者に対し遅滞なくそれぞれ入札参加資格停止通知書（別記第1号様式）入札参加資格停止期間変更通知書（別記第2号様式）又は入札参加資格停止解除通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 資格停止期間中の登録業者は、随意契約の相手方とすることができない。

ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合又は競争に付することが不利と認められる場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第8条 資格停止の期間中の登録業者は、市発注工事等を下請けし、又は市発注工事等の連帯保証人となることができない。ただし、当該登録業者が資格停止の期間の開始前に下請けし、又は連帯保証人となった場合は、この限りでない。

（資格停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該登録業者に対して書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に指名停止等を行うべき事由が生じたものについては、なお従前の例による。
- 3 羽島市業者指名停止内規（平成5年3月31日決裁）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年11月18日から施行する。

別表第 1

羽島市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	資格停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料その他の入札及び随意契約前の調査資料に虚偽の記載をし、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市発注工事等の施工等に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為があったと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>3 市以外の発注する工事又は製造の請負、物品の購入、設計、調査、測量及び役務の委託(以下「一般工事等」という。)の施工等に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為があり、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不</p>	<p>当該認定をした日から 1</p>

適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	箇月以上 3 箇月以内
(安全管理の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内
8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 箇月以内

別表第 2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	資格停止期間
(贈賄) 1 次のア、イ又はウに掲げる者が羽島市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) イ 登録業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時市発注工事等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) ウ 登録業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	逮捕又は公訴を知った日から 4 箇月以上 1 2 箇月以内 3 箇月以上 9 箇月以内 2 箇月以上 6 箇月以内

<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が羽島市以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内 2 箇月以上 6 箇月以内 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>4 市と締結した市発注工事等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>5 登録業者である個人、登録業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>6 市発注工事等に関し、登録業者である個人、登録業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前6号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>8 登録業者として指名したにもかかわらず正当な理由がなく入札又は随意契約に参加しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>9 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を</p>	<p>当該認定をした日から 1</p>

妨げたとき。	箇月以上9箇月以内
10 落札者又は決定者が正当な理由がなくて契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
11 監督又は検査の実施にあたり羽島市職員の職務の執行を妨げたとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

別記

第1号様式

第 号
年 月 日

様

羽島市長 印

入札参加資格停止通知書

この度、貴（殿・社） が のことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり競争入札における資格を停止したので通知します。

記

商号又は名称	
所在地	
代表者氏名	
資格停止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
資格停止理由	
その他	

第2号様式

第 号
年 月 日

様

羽島市長 印

入札参加資格停止期間変更通知書

先に、年 月 日付け 第 号をもって競争入札における貴（殿・社）の資格を停止しているところですが、この度、下記のとおり当該資格停止の期間を変更したので通知します。

記

資格停止期間	(当初) 年 月 日 ~ 年 月 日
	(変更後) 年 月 日 ~ 年 月 日
変更の理由	

第3号様式

第 号
年 月 日

様

羽島市長 印

入札参加資格停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって競争入札における貴（殿・社）の資格を停止しているところですが、この度、当該資格停止を解除したので通知します。